

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 29 年 4 月 10 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ダイエー瀬田店 大津市一里山一丁目 3 番 1 号
- 2 意見の概要 大津市からの意見
  - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
  - (2) 地域の住民等の理解が十分に得られるよう、地元の学区自治連合会長および近隣自治会との積極的な連携、協力をお願いしたい。
  - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
  - (4) 生活環境影響事業事前協議を継続するとともに、騒音発生施設等を設置する場合は規制基準を順守すること。
  - (5) 当該店舗から排出される事業系廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
  - (6) ごみの減量化、再資源化に努めること。
  - (7) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
  - (8) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を順守すること。
  - (9) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
  - (10) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 16 条の 3 に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
  - (11) 当該地の用途地域については第一種住居地域および近隣商業地域にわたるため、必要に応じて用途地域界の明示申請を行うこと。
  - (12) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出については、大津市景観法等施行細則（平成 18 年大津市規則第 105 号）第 3 条の 2 の規定に基づく適合通知書を得ること。
  - (13) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
  - (14) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条による届出を行う必要があるため、大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
  - (15) 路外駐車場で一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものの構造および設備は料金を徴収しない場合においても、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 7 条および第 8 条に基づく技術基準に適合させる必要があるため大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
  - (16) 開発の計画を変更する場合は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく許可を要する場合があるため、事前に大津市未来まちづくり部開発調整課と協議すること。
  - (17) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策に努めること。
  - (18) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、必要に応じて交通整理員の配置等を行うこと。
  - (19) 道路（法定外道路および普通河川等含む。）と店舗敷地の境界を明らかにし、その境界を示す図面の写しを添付すること。ただし、開発行為等により既に大津市未来まちづくり部路政課が現地の確認および検査を行っている場合は道路境界明示に代えて測量図を添付すること。
  - (20) 道路（法定外道路および普通河川等含む。）と店舗敷地の境界に大津市の指定するプレートまたはコンクリート杭を設置すること。
  - (21) 店舗敷地前面の整備等について協議し、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく許可を得ること。
  - (22) 店舗敷地に隣接する法定外水路の用地処理等について協議すること。
  - (23) 開発区域の雨水の放流先について協議し、流域を調査するとともに現況の計画の流量および放流先の流下能力について検討すること。
  - (24) 道路構造物（舗装を含む。）を破損させた場合は、速やかに復旧するとともに完了後は道路管理者の承認を得ること。
  - (25) 出入口付近等の既設の市街灯が工事の支障となる場合は、大津市未来まちづくり部道路河川管理課と協議すること。
  - (26) 当該申請地周辺の道路は瀬田東小学校および瀬田北中学校の校区に該当することから、児童および生徒の登下

校時における工事用車両等の通行について交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講ずるとともに、該当校へ事前説明されたい。なお、工事に伴い発生した問題は事業者において解決されたい。

(27) 危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は消防関係法令を順守すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成29年4月10日から平成29年5月10日まで